

京都市消防局訓令乙第5号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局事務分掌規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

第4条消防救助課の項第10号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 消防活動総合センターの運用（訓練に係るものに限る。）に関する事。

第4条装備課の項第11号中「及び庁中取締り」を「(整備棟及び管理棟に係るものに限る。)」に改める。

第6条教養課の項第10号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 消防活動総合センターの運用（警防部の所管に属するものを除く。）及び庁中取締りの統括に関する事。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)